

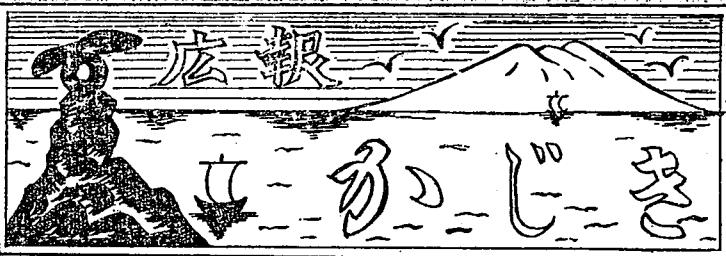
◇……岩沢前助役の厚意……母協に寄附

前助役の岩沢藤夫氏は、町母協が「わづかな金をもとに子豚の貸付けなどで、相互扶助の実をあげているのをみて12月5日町長を通じ、金一円を寄附された。

◇……今年の町内団体活動

研究集会は1月31日です

例年行なつてある、町内青壮年、婦人・PTA、グループの活動研究集会は、明年1月31日にきまりました。内容については、78号広報かじきでお知らせします。



発行所 鹿児島県始良郡加治木町役場 (一戸一枚配付)
発行人 曾木隆輝 編集人 中元邦夫 印刷所 吉屋印刷所

人口の動き

-36年(12月1日現在)-

世帯数	5,061戸
人口	19,570人
男女	9,233人
出生	10,337人
死亡	死亡
区分	出生 16 死亡 9 男女計 10 死亡 18
	増減 7 1 8

歳末も近くなり町民の皆様方には何かと御多忙のことと思

いります。
町税納付については、かねがね特別の御協力をいただいており、お陰をもちまして、納税成績も遂次向上しております。

ますことは、感謝いたえないと

ころであります。

さて、12月は例年のとおり

納税強調月間といたしまして

滞納税金が完全に納入される

ようP.R.する月間であります。

本町の納税成績も、向上は

しておりますが、滞納税金も

相当額のこつております。

これらの方々に対しては

催告書等が、発送され、すで

れら滞納税金のある方は、是

非この月間に完納されるよう

お願いします。

又これらの方々に対しても

お手もとにとどいていると

おもくなつて、税務課まで

おでむきの上、係員と相談し

しておきました。

いろいろの都合で完納する

ことの困難な方は、印鑑を

思いました。

おもくなつて、税務課まで

おでむきの上、係員と相談し

しておきました。

又これらの方々に対しても

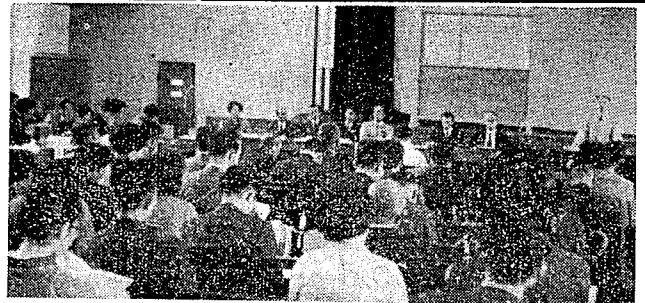
お手もとにとどいていると

おもくなつて、税務課まで

おでむきの上、係員と相談し

しておきました。

又これらの方々に対しても



改正された国民年金法

今度の臨時国会で国民年金法が有利に改正されました。主なる点は次のとおりです。
◎希望すれば60才から老令年金が支給されます。

いままでは、65才にならないと支給されないことにいまましたが、希望する人は60才から減額された年金を貰えることになりました。

◎来年の5月には拠出制の年金を貰う人もできます。

今まできよ出制の障害、事故の障害、

母子年金は、事故の起る前、3年間保険料を納めていること

が必要でしたが、これからは一年間納めればよいことになりましたので、来年の5月からは子一人の母子世帯になつたら一九二〇〇円の母子年金が障害者になつたら二四、〇〇〇円の障害年金がもらえる人ができます。

◎準母子年金制度ができました。

◎老令年金は最低10年で貰えます。

◎孫や弟の面倒をみているときは準母子年金が貰えます。

◎老令年金は、年令によって最も低い期間が違いますが、かけ金10年で(その他は免除されています)老後が保障されています。保険料の納められ年令は59才までですからで

る年令は59才までですからで

きます。

◎指定館として、加治木図書館が指定され「生産や生活とむすびいた読書活動」を研究テーマとして、去る十一月二日から二日間に亘り松城小学校で研究会がもたれ、終始好評のうちに終了すること

ができましたことは、各種機関、団体のご協力はもとより、発表者各位のご援助によるものと深く感謝しております。

当日の発表者つぎのとおりです。

1. 文化活動の考え方
町長 図書館長

2. 生産や生活にむすびついた読書活動
池田俊夫

3. 産業振興と読書のむすびつき
脇田技術

4. 技術指導と学習
松元技術

5. 月曜学級について
池田俊夫

6. 農豚の共同化と学習
長谷杉男

7. 学級単位における親子二十分読書の問題点
高浜征海郎

8. 子どもとともに
楠元勇、大脇修身、両氏が出品した。

この年金には、所得制限はありません。死亡一時金も貰えるようにあります。

3年以上保険料をかけてい

ます。

特別の老令年金が貰えます。

免除期間の長い人が一年で

もかけ金をしていたときは

からこの人が一年でも保険料を納

めていると70才まで特例の年

金が貰えます。

◎滞在者は何の保障もあり

ません。

昭和36年4月1日現在で50才以上の人は、70才から老

令福社年金が支給されますが

50才未満の人は保険料を納

めないか、免除を受けられない

と老令母子障害など福社年金

は全然支給されません。

◎いま恩給を貰っている人も

国民年金に加入できること

になりました。

◎准母子年金制度ができまし

た。

おばあさんや、姉さんが、

孫や弟の面倒をみているとき

は準母子年金が貰えます。

◎老令年金は最低10年で貰え

ます。

◎孫や弟の面倒をみているとき

は準母子年金が貰えます。

◎老令年金は、年令によつて

最も低い期間が違いますが、か

け金10年で(その他は免除さ

れていても)老後が保障され

ています。保険料の納められ

る年令は59才までですからで

きます。

◎准母子年金制度ができまし

た。

おばあさんや、姉さんが、

孫や弟の面倒をみているとき

は準母子年金が貰えます。

◎老令年金は最低10年で貰え

ます。

◎孫や弟の面倒をみているとき

は準母子年金が貰えます。

◎老令年金は、年令によつて

最も低い期間が違いますが、か

け金10年で(その他は免除さ

れていても)老後が保障され

ています。保険料の納められ

る年令は59才までですからで

きます。

◎准母子年金制度ができまし

た。

おばあさんや、姉さんが、

孫や弟の面倒をみているとき

は準母子年金が貰えます。

◎老令年金は最低10年で貰え

ます。

◎孫や弟の面倒をみているとき

は準母子年金が貰えます。

◎老令年金は最低10年で